

この書面をよくお読みください。

「VR教室」利用規約

本規約は、株式会社リカバリー株式会社（以下、「弊社」という）が運営する「VR教室」において提供する、VRを用いたソーシャルスキルトレーニング（以下、「本サービス」という）の利用に関する条項を定めるものである。

第1条（定義）

- 1 本サービス 株式会社ジョリーグッド（以下「ジョリーグッド」という。）が開発したソーシャルスキルトレーニングVR「emou」（以下「emou」という。）を用い、利用者の選択した支援コースに即し、弊社の指導者の指導のもと行われるソーシャルスキルトレーニングをいう。
- 2 契約者 本規約に従うことに同意して、弊社との間で本サービスの利用契約を締結した者をいう。
- 3 利用者 契約者と弊社の契約に基づき、本サービスを利用する者として契約申込時に登録した、7歳以上の者をいう。
- 4 本契約 本サービスの利用に関し、本規約の内容に従って契約者と弊社との間において支援サービスごとに成立する本サービス利用契約をいう。
- 5 支援コース 本サービスにおいて用いられるソーシャルスキルトレーニングVRの個別プログラムをいう
- 6 端末 本サービスを利用する際使用するVR機器をいう。
- 7 シングルモード 弊社の指導者による指導によらず、emouを用いて利用者が単独で利用プログラムを受講することをいう。

第2条（支援コースの選択）

- 1 本契約は、利用者の申込みを受け、弊社が承諾したときに、利用者が選択した支援コースごとに本規約に定めるところに従い成立する。
- 2 利用者は、本契約申込時に利用者の目的に応じて選択した支援コース受講することができる。
- 3 本サービスは、あらかじめ登録を行った利用者のみが利用することができる。契約者は、利用者以外の第三者に本サービスを利用させてはならない。
- 4 本サービスの提供は、学校教育法上の「学校」に該当するものではなく、また、学力の教授を行うものではない。

第3条（利用料の支払い）

- 1 契約者は、受講する支援コースごとに、弊社の定める利用料を支払うものとする。
- 2 利用料の支払い方法は一括または分割払いとし、契約者は、利用契約申込時に選択した支払方法にしたがって、弊社に対して利用料を支払う。
- 3 利用料の支払時期は以下のとおりとする。ただし、27日が休・祝日の場合は、翌営業日を支払期日とする。
一括払いの場合：支援コース受講開始月の前月27日限り
分割払いの場合：第1回目の支払日を支援コース受講開始月の前月27日限り。第2回目以降は第1回目の利用料支払の翌月から利用料完済まで毎月27日限り
- 4 前項の利用料その他本規約に基づく弊社に対する支払いは、弊社が指定する銀行口座に振込む方法またはクレジットカードによるウェブ決済とする。振込手数料は契約者の負担とする。
- 5 契約者が第3項の期日までに利用料を支払わない場合、弊社は利用者に対する翌月の本サービスの提供を行わないこととし、利用者は翌月に本サービスを利用することはできない。

第4条（利用時間）

- 1 利用者は、弊社の指定する時間に支援コースを受講しなければならない。利用者の都合により弊社の指定する時間に支援コースを受講できなかった場合、利用者は弊社に対し、本サービスの振替や利用料の返還を求めることはできない。ただし、利用者は、いつでも、シングルモードにより支援コースを受講することができる。

- 2 弊社は、利用者の希望日または希望時間帯での受講を保証するものではなく、契約者は、他の利用者の利用状況・予約状況によっては希望する時間帯に本サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾する。
- 2 弊社は、弊社またはジョリーグッドにおけるシステムメンテナンスその他の機器及び設備の保守等の必要があるときは、あらかじめその旨を契約者に対して通知をし、本サービスの提供の提供を停止し、利用時間を変更することができる。ただし、緊急のためやむを得ない場合はこの限りでない。

第5条（利用環境の整備）

- 1 契約者は、自己の責任において、弊社「VR教室」ホームページ <https://recovery-sh.info/>（以下、「本サイト」という。）に定められた条件に従って、端末の利用環境を整備し、本サービスを利用する。
- 2 契約者は、弊社が本サービスの利用環境または利用条件の変更をする場合があること、契約者は当該変更等に従い、利用環境を整備しなければならないことに予め同意する。当該変更等を行う場合、弊社はあらかじめ相当の期間において当該変更等の内容および変更の日時を本サイトに掲載して周知をし、かつ、契約者に対して電子メールを送信する方法により通知を行う。ただし、緊急のためやむを得ない場合はこの限りでない。
- 3 契約者の利用環境の不備による受講不能について、弊社は一切責任を負わない。

第6条（支援コースの内容および利用料の変更）

- 1 弊社は、あらかじめ契約者に通知することなく本サービスの内容を変更し、または廃止することができる。
- 2 前項の変更が契約者または利用者に重大な影響を及ぼすと弊社が判断する場合には、弊社はあらかじめ契約者に対し支援コースの変更内容について通知または本サイトにおいて周知する。ただし、緊急のためやむを得ない場合にはこの限りではない。
- 3 第1項の内容の変更により契約者または利用者もしくは第三者になんらかの損害が生じた場合であっても、弊社はその責任を負わない。

- 4 弊社は、あらかじめ通知または公表することなく、支援コースを廃止し、または利用料を変更することができる。ただし、利用料の変更時に、すでに弊社との間に成立している本契約については契約締結時の料金を適用する。

第7条（登録情報変更の届出）

- 1 契約者は、住所、電話番号、メールアドレス、その他契約申込みに際して弊社に届出た情報に変更が生じた場合には、直ちに弊社所定の方法により変更の届出を行うものとする。
- 2 契約者が、第1項の届出を通知の不送達が生じた場合、本サイトへの掲載をもって当該契約者への通知が送達されたものとみなす。
- 3 契約者から第1項の届出がなかったことにより、契約者に不利益・損害が生じた場合でも、弊社は不利益・損害の内容を問わず、一切その責任を負わないものとする。

第8条（端末の貸与）

- 1 弊社は、本サービスの利用に供するため、契約者に対して無償にて端末を貸与する（以下、貸与された端末を「貸与端末」という。）。
- 2 契約者および利用者は、支援コースの受講のために、弊社の指示に従った方法により貸与端末を利用することとし、他の目的による利用をしてはならない。
- 3 契約者は、貸与端末を第三者に対する貸与、譲渡、または、担保権を設定するなど弊社の所有権を害する行為してはならない。
- 4 契約者は、利用者をして弊社の指示に従った利用をさせることとし、利用者の故意過失により端末を損壊または紛失等した場合には、弊社に対してその責任を負う。
- 5 貸与端末の交付は、弊社の指定する場所において直接手渡しする方法にて行う。
- 6 契約者は、支援コース受講終了の日から1週間以内に当社の指定する場所に持参して、貸与端末を返還する。契約者が貸与端末の返還を遅滞した場合、弊社は一日あたり500円の損害金を請求することができる。

この書面をよくお読みください。

- 7 契約者は、貸与端末の受領に際し、弊社に対し保証金として15000円を支払う。ただし、契約者が貸与端末の損傷、紛失等に備えるため個人賠償保険契約に加入し、その旨を証する保険証券の写しを弊社に提出した場合には、この限りではない。
- 8 前項の保証金は、契約者または利用者の故意過失により貸与端末を損壊または紛失した場合の損害賠償、本条第6項に定める違約金その他貸与端末の貸与および本契約に関して生ずる契約者または利用者の弊社に対する金銭の給付を目的とする債務を担保するものとし、弊社は、貸与端末の返却時に当該債務を差し引いたうえで残金を返金する。
- 7 前項の保証金を充当しても弊社の被った損害の賠償や違約金の支払いに不足する足りない場合、契約者は弊社に対し、残額をしらわなければならない。

第9条（禁止事項）

- 1 契約者および利用者は、本サービスに関して弊社から提供される資料（有償無償を問わない。貸与資料を含み、媒体の如何を問わない（電子データも含む）。以下、「資料」という）を弊社の事前の了承を得ることなく、複製、転載し、若しくは第三者へ提供し、その他、講座の受講に際して使用する目的以外では一切使用してはならない。
- 2 資料の著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」という）はすべて弊社またはジョリーグッドもしくはジョリーグッドにライセンスを付与する第三者に帰属し、契約者および利用者はこれを複製、転載、公衆送信、改変、編集、翻案、その他当該著作権等を侵害する行為を一切してはならない。
- 3 契約者および利用者は、弊社の事前の了承を得ることなく、本契約上の地位を第三者に譲渡し、または、その他担保の用に供してはならない。
- 4 前3項のほか、契約者および利用者は、弊社が定める事項を遵守しなければならない。

第10条（中途解約）

- 1 契約者は、本項各号に規定する場合を除き、本契約を中途解約することはできない。
 - (1) 受講開始前の解約
 - (2) 端末利用に関する利用者の適正その他やむを得ない事由により利用者による受講継続が困難であると弊社が判断した場合
- 2 前項に基づき解約をする場合の利用料の返金は、次のとおりとする。
 - (1) 受講開始前の解約 弊社の受領した利用料を全額返還
 - (2) 受講開始後の解約 解約がなされた日の属する月の翌月以降の利用料を返還

第11条（本サービスの停止および契約の解除）

- 1 契約者または利用者が次の事項のいずれかにでも該当した場合には、弊社は、何らの通知・催告なくして、本サービスの全部または一部の提供を停止し、または本契約を解除することができる。
 - (1) 利用申込書及び契約に際して弊社に申告した情報に虚偽があった場合
 - (2) 利用料を支払わない場合
 - (3) 弊社の事業の運営の妨げとなる行為をとった場合
 - (4) 本サービスの利用にあたり、他の利用者と紛争を起し、または、弊社の行う事業の秩序または風紀を乱したと弊社が判断した場合
 - (5) 他の本サービス利用者に損害を生じさせた場合
 - (6) 本サービスの講座の受講に際して弊社の指示に従わず、または利用条件を遵守しない場合
 - (7) 本サービスの利用に対し、他の利用者から苦情があり、当該苦情が正当と合理的に認められる場合
 - (8) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (9) 次のいずれかに該当し、契約者または利用者との契約継続が不適切である場合
 - ①契約者または利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合
 - ②契約者または利用者が自らまたは第三者を利用して、暴力的な

要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布その他これらに準ずる行為を行った場合

- (10) その他、合理的な理由により、弊社が本サービスの利用者として不適当と判断する場合

2 前項の事由が生じた場合、弊社は、本契約の解除の如何にかかわらず、当該事由発生時点において、契約者が弊社に負担する債務の一切について期限の利益を喪失させ、債務の全部の履行を求めることができる。

3 第1項により個別契約が解除された場合、弊社は受領済みの利用料は返還せず、また、第1項の解除により契約者その他の者に損害が生じたとしても、弊社はその損害を賠償しないものとする。

第12条（本規約の変更）

1 弊社は、①変更が契約者の一般の利益に適合するとき、または②変更が合理的であるときに、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更することができる。弊社は、本規約を変更する場合、相当の予告期間において変更後の規約の内容および変更の効力発生日を本サイトへの掲載その他の方法により周知するものとする。

2 変更後の規約は、前項により周知した効力発生日をもって効力を生じるものとし、効力発生日以後は契約者に対し、変更後の本規約が提要される。

第13条（損害賠償）

契約者または利用者が、本規約に違反し、または本サービスの利用に関して不正な行為を行い、その他故意または過失により弊社に損害を与えた場合には、契約者は、弊社に対して当該損害を賠償すべき義務を負う。

第14条（免責）

1 本サービスに関する契約における弊社の義務は、本規約に特に定めのある場合を除いては、ソーシャルスキルのトレーニング力の向上を目的とした本サービスの提供のみであり、弊社は、利用者に対して一定の成果やソーシャルスキルのトレーニング力の向上を保証するものではない。

2 本サービスの利用にあたり、契約者または利用者間で紛争が生じた場合、弊社は何らの責任も負わないものとし、契約者または利用者の費用と責任において解決するものとする。

第15条（不可抗力によるサービス停止）

1 天災地変等の不可抗力その他弊社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスの一部または全部の提供ができなくなった場合、弊社はその旨を契約者に対してできる限りすみやかに電子メールの送付、本サイトへの掲載その他の方法にて通知する。

2 前項による本サービスの一部または全部の提供不能により契約者または利用者もしくは第三者に何等かの損害が生じた場合であっても、弊社はその責任を負わない。

3 契約者は、第1項による本サービス提供停止が30日以上継続した場合は、弊社に対して書面または電子メールによる通知をすることで、本サービスに関する契約を解約することができる。この場合、当該通知が弊社に送達された日をもって契約は終了し、弊社はすでに受領している利用料から、サービスを停止した日以降に相当する利用料（一括払いの場合は受領した利用料を90で除した数、分割払いの場合は受領した利用料を30で除した数に、サービスを提供できなかった日数を乗じた額（1円未満は切り捨て））の返金を行う。

第16条（個人情報の保護）

1 本サービスへの申込み、本サービスの提供にあたり契約者から取得した個人情報は、弊社が適切に保護管理するものとする。

2 契約者は、弊社に対し、契約者および利用者の個人情報（本サービスの利用状況を含む）を契約者の指示する支援関係機関に提供できるよう求めることができる。弊社は、契約者および利用者の依頼に従い、支援者に対して契約者および利用者の個人情報を提供し、連携する。

第17条（準拠法・管轄裁判所）

1 本規約及び本サービスに関するあらゆる事項については、日本法が適用されるものとする。

2 本規約及び本サービスに関して契約者と弊社との間で生じる一切の紛争については、島田簡易裁判所及び静岡地方裁判所の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

2021年4月1日制定・施行

株式会社 リカバリー

〒426-0065 静岡県藤枝市末広2丁目8番17

TEL:0547-54-4565 FAX: 0547-54-4566